

進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和7年7月17日(木)
第12号

◆**実習報告会**◆

7月2日(水)に**実習報告会**を行いました。実習の様子をスライドに流しながら、生徒自身が**成果と課題**を中心に発表していきました。校内実習を行った1年生は、「大きな声で挨拶、返事ができました。」校外で実習した2,3年生は「周りをよく見て安全に作業することができました。」「困った時や分からないことがあった時、周りの人にすぐに相談ができた。」などが**成果**として報告できていました。発表時には、少し緊張した様子がうかがえましたが、最後までどの生徒も頑張っていました。



実習でお世話になった方のお話として『**社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会 インクル小倉北**』の**事業所長様**より「**進路を考えるみなさまへ**」という**題目**で、**進路**について考えてほしいことについてお話しいただきました。その内容として①**会社の仕事は会社が教えます。会社が求めるものは基本的なこと**。②**自分の得意なこと(職業選択のヒント)**、**苦手なこと(配慮してほしいこと)**を知っておいてほしい。③**なぜ働くのか→仕事を頑張れる「原動力」**になればそれは何でもよい。

まとめとして、「**働き続けるためには段階をおって、無理はしすぎないように、自分らしい進路選択をしてほしい**」とおっしゃっていました。今回の実習で**課題**となったところは、**家庭生活**や**学校生活**の中で改善していき、**卒業後の素敵な社会人**を目指してほしいです。

◆**卒業後障害福祉サービス事業の利用を希望される方々へ**◆

障害福祉サービスを利用するためには、北九州市から発行される『**障害福祉サービス受給者証**』が必要です。その『**障害福祉サービス受給者証**』をいただくためには、『**障害支援区分認定**』を受け、事前にもどのような**支援**や**サポート**が必要かを把握し、利用するにあたって、**給付のための申請**を行う必要があります。



『**障害支援区分認定**』とは、**障害者総合支援法**で、**公平なサービス**を利用することや**必要な支援**を明確にするために、**障害者の特性**や**必要とする支援の程度**を総合的に表すための**指標**になります。『**障害支援区分認定**』では、**区分**が**6段階**に分けられており、その**区分**によって利用できる**サービス**に差が生じてきます。この**申請**を行わなければ、**認定**を受けることは出来ません。すなわち**障害福祉サービス事業**を利用することができないのです。

障害福祉サービス事業所の利用を検討している方は、まずは『**障害支援区分認定**』を受けるために**申請**を行いましょ。申請は、**18歳の誕生日**を迎える**3カ月前**から又は**18歳**を迎える年度の**7月**より**居住区役所**の**保健福祉課**で**申請**ができます。申請後は、**訪問調査**として市職員が聞き取り調査に**向う**ようになっています。

申請する前、**進路支援部**まで**ご相談**ください。**訪問調査**を受ける際の**ポイント**をお伝えします。